

「平成 31 年総務省告示第 179 条第 5 条に掲げる地場産品基準」から役務の提供に係る類型を抜粋

■ 地場産品類型

	平成 31 年総務省告示第 179 条第 5 条に掲げる地場産品基準
7 号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7 号の 2 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7 号の 3 イ 5 万円以下 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7 号の 3 ロ 該当地域 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

■ 類型ごとの詳細要件・補足

7 号	・役務の内容について、全国各地で同様の役務が提供されている場合は対象外。 ・役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があると言えること。
7 号の 2 （宿泊）	・大田区内に所在する宿泊施設であって、東京都内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営していること。 ・フランチャイズチェーン等の方式により、東京都外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものではないこと。
7 号の 3 イ 5 万円以下 （宿泊）	・大田区内に所在する宿泊施設であって、前号に該当しないもののうち、1人1泊あたりの調達費用の額が 5 万円以内であることが示せること。 （補足）加盟できる宿泊施設の条件は①～③いずれかに該当する場合です。 ①大田区内にのみ所在する宿泊施設 ②大田区内に所在する宿泊施設で、他同ブランド宿泊施設が東京都内にのみ所在する宿泊施設 ③大田区内に所在する宿泊施設で、他同ブランド宿泊施設が東京都以外に所在している場合、1人1泊あたり5万円以下の宿泊サービスを提供する宿泊施設
7 号の 3 ロ 該当地域 （宿泊）	・特定非常災害発生日を示せること ・災害救助法の適用が確認されていること